

教育基本法の「改正」で教育の問題は解決するのか？

教育基本法が「改正」されると学校現場はどう変わるのか？

【大道千秋さんのお話】

1. 国家による教育支配

教育基本法 前文と11条という非常に短い中身の中でも、10条が教育基本法の命ではないか言われています。その命だといわれている根拠は、戦前の教育は国家がすべて教育内容・方法を決めるというよりも、100%教育に介入してきた。そのために戦争もし、先生方も教え子を戦場に送るということをやらされてきた。それがやはり間違いだったということで、戦後、現在の教育基本法が制定されてきました。それが再び、「改正」案の第16条を見ると、戦前に戻るような内容になっています。その内容は特に2つあって、

ひとつは第10条の1項「国民に対し直接責任を負う」という直接ということがなくなる。ということは、間にいろいろなものが入るとのこと。国や教育行政が入る、そういうことができるように変えようとしている。

もうひとつは、現行の第10条第2項では、教育行政というのは「教育の条件整備」だけに限ってやるのであって、教育内容などに一切介入してはならないと決めてあるのですが、その教育条件整備という文言が削られてしまって、「法律の定めるところにより」という文言が入っています。そうすると、国が定めたさまざまな法律に基づけば、国や教育行政がどんどん教育の内容にも踏み込むことができるという道を開くことになります。そういう意味で「改正」の一番の問題点は、国家が教育内容にどんどん入ってきて、教育全体を支配することになるということだと思います。

政府がそのように教育基本法を改正しようという根拠は、「旭川学力テスト最高裁判決による」と説明しています。

1976年にその最高裁判決がありましたが、その中にほんの1・2行ですが、「法律の定めるところにより行われる教育は不当な支配に当たらない」とあります。そのように判例が出ているので、国が法律を作って、それに基づいて国や教育行政が教育内容についていろいろ言うことは、なんら法律に反しないと言っています。



しかし判決の全文をよく読んでみると、そうはいうものの「教育というものは人間の内面的な価値に関する大事な営みなので、国家の介入はできるだけ抑制的であるべき」とも書かれています。そこには全く触れず、意図的に伏せています。

「改正」案の16条には3項あるのですが、「国が教育内容に介入すること

について抑制的でなければならぬ」という条項はどこにもありません。だから全面的に、いくらでも介入できる道を開いたということになってしまいます。非常に大きな問題です。

2. いま大問題になっている教育問題

いま、大問題になっているのはいくつかあるのですが、高校の必修科目の履修不足問題、いじめ自殺、タウンミーティングのやらせ問題、この3つに絞ってお話したいと思います。この三つすべて根っこは同じで、現行の教育基本法の理念を十分に生かしてこなかったために起きていることだと思う。



(1) 高校・必修科目履修不足

熊本県を除くすべての地域で起きている。特に特徴的なのは地方の進学校に顕著。地方には進学塾があまりないので、公立の進学校が受験のための教育を進学塾の肩代わりみたいにやらなくてはならないという宿命があるようです。この問題の背景にあるのは、大学の合格者の比率で高校が評価されるという大きな流れがある。そしてそれが公表されるので、高校と高校が学校間競争をしている。

本来教育の目的というのは、「人格の完成」(人間の全面発達)。今回未履修で多いのは世界史。例えば、イスラエル問題・中東問題が起きた時に、そういうことをきちんと勉強していなかったら、どうしてそういう紛争が起きるのか理解しづらいし、そういう世界の出来事に関心がもてない。ある教科ではとても知的な量があったとしても、世の中全体や自分の人生を総合的に考えて生きていく力が、全体的には備わっていない。偏った人格を作り上げてしまう。受験のための競争だというだけになって、本来教育が果たすべき「人格の完成」という大仕事をきちんとしていないという点でも大きな問題点を抱えています。

(2) いじめ・自殺問題

いま自殺が話題になっているけれど、その前には家族を殺すという事件が続発していました。自分が死ぬとか、家族を殺すとかということを、私たち教育関係者は「リセット」といっていますが、自殺によって自分がいなくなるか、他殺によって相手をいなくなるかすれば、いろいろなつらさがすべて終わるといように若者たちが考える傾向が強くなっている。いじめられた時に、正しく問題を解決していく筋道・力がいないために、自分が死ねばこのつらさから逃れることができると考えやすい傾向がある。

これは子どもだけの問題ではない。いじめや暴力の問題が起きてくる温床というのは、社会的には、リストラ(大人社会の最大のいじめだと思う)がある。大人社会にそういういじめがあって、子どもたちの目の前でそれを見せている。

学校でいえば、抑うつ状態の子どもたちがとても増えている。政府の資金援助を受けて行った北海道大学の調査では、中学3年生では30%の子どもたちがストレスから抑うつ状態になっているという結果が出ている。この抑うつ状態が解消されないと、うつ病になっていく。筑波大学の調査でもほぼ同じような傾向が出ている。東京の養護の先生たちの調査だと、東京の場合はもっと割合が高い。東京の場合は、都と区の学力テストに追い込まれて、子どもたちにすごいストレスがかかっている。来年4月に予定されている文科省による全国一斉学力テストが始まると、ますますストレスが子どもたちに広がって行って、抑うつ状態になっていく。それを子どもたちはどこかに発散させたい。そのひとつの表れが相手への攻撃という、いじめになっている。いじめた側もいじめられた側の子どもたちも、このストレスの被

害をこうむっている。

国連の子ども権利委員会から2回にわたって、「日本の教育があまりにも競争的なために不登校やいじめが起きている。日本はそこを改善するように」という勧告をされている。同じことを2回にわたって勧告されるのは世界的にも異例なこと。でも、日本の国は全然そういうことについては改善するような気配はありません。



私が知っている限りでも、8月に今治で中一の男の子、1月に北海道滝川で小学6年生、10月に福岡筑前町で中学2年生、岐阜で女の子、11月に大阪で中一の女の子、埼玉県本庄でも、いじめが原因で自殺をしています。その他にも、原因がいじめとははっきりしていませんが、このところ多くの子どもたちが自殺しています。子どもの人権110番というところには、1週間で2890件の電話相談があったそうですね。ものすごい数のいじめの実態があるのではないかと。自殺した子どもが何人か出ているけれど、それはほんの氷山の一角で、いじめの問題というのはとても根深いものだと思います。

千葉県のいじめは、4年連続で全国で2番目に多い。不登校も全国的には少しずつ減っているようですが、千葉県は111人も増えている。特に中学校で。そして、千葉県では2004年～2006年9月までの2年半で、14人中・高生が自殺しているそうです。いじめが原因かどうかということについては、現在県教委が調査中とのこと。

京都で 市内の約270校の学校から児童会・生徒会の代表などが400人集まって、「僕たちの力でいじめをなくそう、いじめを防ごう」という子ども議会をやったそうです。

- ・ 見て見ぬ振りする態度がいじめを助長するから、見たら声を出して止めよう。
- ・ いじめを許さないという学校の雰囲気が一番大事。一人ひとりが気持ちを大事にして、傍観者にならず、自分たちの問題として考えよう。

そんな意見が印象的でした。どんなに時間がかかろうとも、子どもたちがいじめの問題点を認識し、自分たちの力で解決する力をつけていくことが、根本的な解決の道へつながっていく。

(3) やらせ問題(タウンミーティング)

教育改革に関するタウンミーティングは、これまで8回あったそうです。そのうち5回でやらせがあったということを認めました。政府が世論誘導しているということがはっきりしました。協力者謝礼金というのがそれぞれ5000円ということが国会で取り上げられていました。質問の口火を切った人に、謝礼金としてあげている。まさに意図的に、組織ぐるみでやっているということ。こんなことまでしてやるということは、教育基本法の法案を出す資格そのものが政府・文科省にはないと言われても仕方がない。

3. 教育基本法が「改正」されると管理が強まる

その最たるものが「改正」案の第2条に、今の教育基本法にはない教育の目標が決められています。20の徳目がありますが、これは現在の学習指導要領に決められている中学校の道徳の徳目とぴたっと重なります。これが法律化されるということは、日本の教育の目標全体が道徳化されるということ。道徳が教育の最上部に位置するということ。しかも、目標ということになると、達成する義務が課せられる。達成できたかどうかという結果を点検・評価される。

(1) 愛国心通知表

例えば、愛国心通知表が今議論になっていますが、そういう通知表が何の問題もなく、当然のように全国で使われるようになっていく。今年の6月の時点で、全国で愛国心通知表を使用しているのが、53の市町村で、256校。10月22日現在で、見直し・廃止するとはっきりと表明したところが31市町村、157校。まだまだ残っている。千葉県では見直し・廃止を表明したのは、茂原市の12校。あと4校はまだはっきりしない。

昨日テレビで、「愛国心を問う」という番組が放送されました。私立の高校、公立の東京の二つの学校、全部で4つの学校で愛国心の指導をどのようにやっているかということを取り上げていました。1年間に何回か教育勅語を毛筆で視写させる。一週間に1回の全校朝礼では「右へならえ」と言って、向いているのは伊勢神宮。校長が「日本は天皇が治める国で、それを敬う気持ちのない人は国民として問われる」と言っていました。その一方で東京の私立学校では、「愛国心というのは大事だけれども、それは一方的に学校や大人が価値を教えるものではなく、それぞれが愛国心を感じるようにやればいい。なかみもそれぞれ違うのではないか」ということで、アプローチの仕方が違っていった。

(2) 『心のノート』

2001年度に7億3000万円もかけて、次の年度からは奇数学年にやっているのだから3億8200万円、その後も毎年この位かかっている。去年あたりから、『心のノート』の使用義務が強く出されて、ちゃんと使っているかどうか全部の学校で点検している。そればかりか親に対しても点検するような動きがある。

『心のノート』というのは、最後はちゃんと愛国心に結びつくように作られている。

(3) 日の丸・君が代強制・処分

東京都の2003年10月23日の通達で、座る場所も決められて、全員起立して、君が代を歌うときの口の開き具合まで点検されるような卒業式・入学式が始まりました。今年3月の卒業式までに、職務命令違反ということで延べ345名の先生方が処分されています。その先生方のかなりの人たちが裁判闘争をしましたが、9月21日の東京地裁で、この処分が憲法と教育基本法に違反するという判決が出ました。この地裁の判決は大きな影響力があって、北海道旭川では君が代に関連した教員の処分を北海道人事委員会が取り消す裁決をしました。もし教育基本法が変えられたら、こういう判決が出るということはありません。教育基本法第10条違反と判決で言っていましたから。家永さんの教科書裁判も第10条違反という判決だし、以前全国学力一斉テストも福岡県地裁の教育基本法第10条違反ということで終息していったのです。ですから、現行の教育基本法の第10条は教育基本法の『命』であることがはっきりします。



4. 教育基本法が「改正」されると競争がもっと強く押し付けられる

特に「改正」案の17条に教育振興基本計画というのがありますが、内閣と文部科学省がこの教育振興基本計画を決めることができ、国会にかけて法律を作らなくてもいいということになっている。やったことについては国会に報告するだけ。だからチェックされずに、国はやりたい放題にやれるという道を開くことになります。教育振興基本計画の例がいっぱい出ているのですが、その中の三つについてお話しします。

習熟度別指導

世界的に見れば、欧米諸国では習熟度別指導をやっている国は一国もない。かつてはほとんどの国でやったと言われていたのですが、今世界で残っているのは、日本を含めた東アジア 6 力国のみ。なぜそうなったかというところ、習熟度別指導をやったところで結局ほとんど成果が出なかったから。今年の初め NHK の番組の中で、東大の汐見先生が「習熟度別指導で成果が上がるはずがない。いま日本のどこでも成果は上がっていません」と言っていました。良心的な教育研究者は誰もがそう考えています。保護者の中には、「能力別にやってもらったら、わが子の学力が伸びるのではないか」と誤解している人が多い。そういう宣伝が想像以上に親たちの中に浸透しているようだ。また学力テストに対しても同じ。競争しないと学力が高まらないという刷り込みが浸透しているかもしれない。

目標の数値化

今、いじめがあって、それが原因で自殺したのではないかとマスコミが報道しても、文部科学省は、この 7 年間にいじめによる自殺はゼロとずっと言っていました。結局どんなに取り組み方や指導が横暴で、非教育的なやり方であろうと、結果として少しでも数字を減らすことができたなら、学校運営の手腕があるという評価がされる。それが例えば「3 年間でいじめ・不登校を半減させる」という取り組みになっている。

文部科学省は「不登校の取り組みは、じっくりとあせらないで、その子が自分の体の中から力を出して、自力で学校へ向かうようにするのが本来の教育的指導」という立場をずっととってきた。それが 4 年前ぐらいから、「そればかりやっていると、子どもたちの進路について保障できなくなるから、少し頑張って学校へ来てもらって、進路指導もしないと学校の役割が果たせなくなる」と、進路指導を大義名分にして、半強制的に学校に来られない子どもたちを学校に引きずり出すように方向転換しました。そのためにこの 4 年間少しずつ不登校の数は減りました。

新潟県の場合には、休んでいる子どもの一人ひとりに病院のカルテのようなものを作って、家の様子や学校でどういう状態で不登校になったのかなど、とても詳細に書いてあって、それを外部の専門家に全部見せるのだそうです。専門家はそれを見て指導についてのアドバイスをするらしいですが、プライバシーの問題、子どもの人権の問題を考えると、こうした家族構成や家庭環境のことまで詳細に書かれた情報を第三者にさらけ出していいのか、今大きな問題になっています。数値目標を達成させるためには、子どもの人権やプライバシーの問題は二の次になっている、そういう状況になっています。

埼玉県では、県全体で規律目標というのを各学校に作らせているそうです。例えば、

- ・ 靴箱に靴のかかとをそろえて入れさせる
- ・ ものを大切に作る心を育てる
- ・ 授業の前に机の上に学習用具をそろえさせる

というようなことを 12 項目を県が示して、それを各学校で何%達成できるかと数値目標化させて、その計画を出させて、半年に一度 各学校で考えた数値目標を達成できたかどうか必ずチェックが入る。

埼玉県では、学力・体力・規律のある態度の三つがこの目標値を出すようにいわれている。体力では、例えば鉄棒やうんていををどんどん練習するようにという目標が出される。そうすると休み時間にまず鉄棒やうんていをやって、本来子どもが自分で考えて遊びたい遊びがで



きなくなる。こういう状況が起きている。学校によっては、この三つの目標をどのように達成させるかということで、学級経営案にも数値目標を書かされる。愛国心通知表でも、一番多かったのは埼玉県。今、埼玉県の中学校の荒れがすごいんです。子どもたち息つく暇がなく、追い詰められている。数値目標を押し付けてくることがどれほど子どもを追い詰めていくか。

全国一斉学力テスト

この学力テストはどのような骨組みになっているかという、第1回目は来年4月24日に行われます。小学6年生と中学3年生全員に、国語と算数(数学)の教科で行う。テストに参加するかどうかは各市町村が決めることができます。松戸はいち早く参加を決めています。費用は2006年度は下準備のために29億円、2007年度は実施のためにテスト用紙や採点などみんな業者に頼むわけですから、115億円かかります。そして、来年から毎年やるわけですから、115億円毎年かかる。費用は国が出すので、各市町村の負担はゼロ。それで飛びついている。

7月末現在で、参加を表明したのは1207の市町村(65%)、不参加を表明したのは愛知県犬山市。残りは検討中。

8月末現在では、参加市町村は84.2%、不参加は3.9%。この時点で71の市町村が不参加を表明している。しかし、圧力で参加へ転じるところが多いようだ。11月の報道では、ほとんどの自治体が参加する見込みと書かれている。

安倍政権がモデルとするイギリスの教育改革

イギリスでは、1988年にサッチャー政権の下「教育改革法」が成立。柱は二つ。ひとつは全国共通カリキュラム、もうひとつは統一学力テスト。テストの対象となっているのは、7才、11才、14才の3回。教科は算数・理科・英語(7才時は算数・英語のみ)。16才の時には義務教育修了試験がある。そして、統一テストの結果はすべて公表され、親はその結果を頼りにしながら自分の子どもの学校を選ぶ。学校予算は、その学校に何人入学して在籍しているかという生徒の数によって配分する。その結果成績の良い学校には子どもが集中し、成績の良くない学校は定員割れで、やがて廃校になっていく。

その後、ブレア政権になって1992年「教育法」が成立し、教育水準局という機関をつくりました。その水準局の査察官が学校を訪問し、その学校でどういう教育がされているかを全部細かくチェックをするようになった。先生が一生懸命授業をしても、査察官がその授業を中断させて、ものすごい質問を浴びせるそうです。査察官たちの査察の結果、その学校が失敗校と認定されると、校長先生から用務員さんまでのすべての教職員が総入れ替えされる。



1300校で校長が空席のまま 今、イギリスの教育は閉塞状況に陥っています。校長先生たちはプレッシャーがすごくて、休職者がどんどん出てきています。どんなプレッシャーかというと、一週間に2回政府から直接通達が下りてくる。ああしなさい、こうしなさいという指示命令です。中身がものすごく細かい内容で。今年の9月現在で、校長先生たちが1300校にいないそうです。空席のまま。先生たちは書類の作成に追われて、子どもと触れ合う時間がなくて、本当に困っている状況だそうです。授業で

は、テストに関係ない、美術や音楽などの授業の時間数がどんどん減っている。授業の始まりを早くする。昼休みを短くする。放課後に補習授業をする。そのためにストレスで食欲不振、睡眠障害の子どもたちが増えてきているそうです。

学力テストをめぐる教師の不正事件がとても多い 2000年には147件だったものが、2005年には600件と4倍以上に増えている。例えば、テスト用紙を教師が見て、回答を子どもに教えているとか、驚くことに、2003年には校長先生が11才の子どものテスト回答を書き換えたことが判明し、有罪判決を受け収監されたそうです。

不登校が毎年100万人以上いる 日本では去年まで小・中・高で約12万人。(イギリスの人口は6000万人で日本の約半分)それから停学処分が10万人以上、退学処分が1万人以上になるそうです。16才で義務教育修了資格のテストがあると言いましたが、その資格をとることができずに学校から放り出される子どもが約8%いるそうです。ここで放り出された子どもたちが、今犯罪をおこす例がものすごく増えているそうです。

これまでして学力テストをして、イギリスの学力は向上したのか

イギリス政府の発表によれば、算数では若干の向上がある。英語は変化なし。理科は中身をうんと簡単にしている。総体的にはほとんど学力に大きな変化が出ていない。国際的な学力調査OECDのPIISAでのイギリスの結果を見ると、2000年に8位だった数学が2003年には18位へ、科学では4位だったものが11位へ、読解力では7位から11位へと、全部後退している。



「イギリスは、基礎学力は全く向上しないし、教育の機会均等は崩れ、格差は拡大し、放校・退学処分者が続出し、彼らによる犯罪も増加している」と『週刊ダイヤモンド』(06.9.2号)にも書かれています。

2005年11才の子どもたちの統一学力テストで全英一位になった小学校の校長先生に「全国で一位になりましたが、その秘策は？」とたずねたら、「政府の指導をすべて無視して授業をしたから」と答えたそうです。

学力テストを見直す動きが次々に起こっている スコットランドでは学習内容を減らして、教師にもっと自由に教育について考え、実践できるような自由裁量を与える動きが出ています。北アイルランドでは、数年前からテスト結果を公表するのをやめ、来年にはすべてのテストを廃止することを決めています。ウェールズでは、2001年度にテスト結果の公表をやめ、7才児のテスト中止。2007年度には7才、11才、14才のすべてのテスト廃止することを議会で決めたそうです。教育長に当たる責任者が、「競争原理を中心とした教育ではだめだ。子ども中心の教育に切り替えていかなければイギリスの教育は救われない」と明言しているそうです。一番この取り組みで遅れているイングランドでも2004年から7才児のテストの方法を緩和し、「政府の指導にとらわれず、先生方が独創的な授業をしてほしい」と、教育行政の責任者が発言するようになってきている。

約3万人の英国校長会(スコットランドを除く)で、イングランドでテストの結果公表を早くやめてほしいと決議をしたそうです。それから、成績の悪い学校の恥さらしをするような制度はもうたくさん、やめてほしいと。

先ほどの全英一位になった学校の校長が、校長会でこう発言したそうです。

「今、イギリスの教師が一番求めているのは、自由だ！」



こんなにガタガタになったイギリスの教育の、いったい何を安倍さんはモデルにして、日本の教育改革をしようとしているのか？ 来年から行われる全国一斉学力調査が何年か続いていったら、日本の学校もイギリスの状況と同じようなことになっていくのではないでしょう

40 年前に日本で実施された学力テストについて

40 年前に日本でも学力テストがあったが、ほんとうに教育がズタズタにされてだめになって、たった 4 年で中止されたんです。それにもかかわらず、そういう過去の歴史を学んでいない。当時、香川県が学力日本一だったんです。その香川県で何が起きて、学力が一位になったのか。学力テスト前の約 3 週間、毎日テスト、テストの連続。学力テストのあった 6 月は正規の数学の授業が 1 ~ 3 時間しかなかった。午前 6 時 50 分登校、9 時間授業、そのうち 3 時間テスト準備の授業を行う、それを「暁の学習」とっていた。日曜日祭日もない学校がどんどん増えて、夜 6 時から 9 時まで補習授業をする学校も次々出てきた。

テスト準備教育が子どもの成長にどのような影響を与えたかということ、考えない生徒が育つ、勉強することをすぐテストに結びつける傾向が強くなって、テストに弱い子を馬鹿にしたり、弱い子が引け目を感じて学校生活を送らざるを得ない雰囲気が発生したりした。体力や運動能力が落ちて、生活に活気がなくなった。近視の子が増え、ノイローゼの子も続発。学力テスト日本一の香川県は、実は少年非行の日本一だった。勉強に自信がなくなったり、いやになったりして、非行に。

当時は、いろいろな犠牲は出たけれど、教職員組合が中心になりながら、大きな反対闘争を組みました。そして決定的だったのが、1964 年に出た福岡地裁判決。

文部省、教育委員会のなすべきことは、施設・設備など教育の外的条件を整備するものであり、教育は元来、自由・自主的なものである。教育課程の自主編成は現場教員にあり、これを侵害すべきではない。地方教育行政の組織および運営に関する法律（地教行法）には、調査など実施できるようになっているが、これを適用して学力テストを実施するのは、教育基本法第 10 条に違反する。



学校に通う子どもを持つ父母の方たちに、教育基本法が『改正』されてしまったら、学校がいったいどうなるのかをぜひ考えていただきたくて、この例会を持ちました。しかし、この例会を開催した 11 月 15 日に、教育基本法の『改正』案が衆議院特別委員会で与党単独で採決され、可決されてしまいました。現在、審議は参議院の場に移っていますが、この会報が皆さんのお手元に届くころには、参議院の特別委員会で採決されそうな状況です。

例会で大道さんの丁寧なお話をうかがって、なんとしても、現行の教育基本法を変えてはならないという思いをますます強くしました。